

南陽市要保護児童対策地域協議会運営要領

1 設置の目的について

要保護児童の適切な保護
児童相談に関する体制の充実
虐待早期発見・再発防止

- ①早期発見ができる。
- ②迅速に対応できる。
- ③各機関が連携することで情報の共有化ができる。
- ④情報の共有化を通じて、おのこの機関が理解し合える。
- ⑤ネットワークを組むことで、無駄なく、家庭にとってよいサービスを提供できる。
- ⑥子どもと家族を見守り、必要に応じて機関が支援し、虐待再発防止にそれぞれが責任をもってかかわる体制ができる。
- ⑦一つの機関だけがかわるのでなく、分担し合えるので、担当機関の労苦を共に理解し、分かち合える。

2 代表者会議、実務者会議、ケース検討会について

- ①代表者会議
年1回開催（5月）
- ②実務者会議
年4回以上の開催（5月、8月、11月、3月）
- ③ケース検討会
必要に応じ、具体的なケースに基づき関係者を招集して開催

3 参加するすべての人に守秘義務（児童福祉法第25条の5）

4 児童相談所との連携

5 関係機関のネットワーク化の推進

6 対象

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる者

7 市の役割

①児童相談の内容

相談名	内容
養護相談	養育が困難な児童（虐待相談を含む。）
保健相談	虚弱児その他疾病に関すること。
障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語障がい、知的障がい、発達障がい、重症心身障がい等
非行相談	（ぐ犯相談）法に触れる行為ではないが、家出等をそのまま放置すれば罪を犯すおそれのある児童に関する相談 （触法相談）14歳未満の児童で、窃盗、傷害等法に触れる行為があったとして警察から通告のあった児童に関する相談
育成相談	（性格行動相談）反抗、落ち着きがない、緘黙、家庭内暴力等性格行動上の問題に関する相談 （不登校相談）学校、幼稚園、保育所に登校（園・所）していない児童に関する相談 （適性相談）進学、就職等の進路選択、学業不振等に関する相談 （しつけ相談）家庭内における幼児のしつけ、教育、遊ぶ等に関する相談
その他の相談	以上の項目に該当しない相談

- ・0～5歳児まで、中学卒業～18歳（高校生を除く。）まで
主に子ども家庭係が中心となって、担当課（係）や関係機関と連携します。
- ・小学生、中学生、高校生
主に児童等の在学する学校が中心となって対応していただき、協力・連携します。

②児童相談の基本

受容的対応	相談者の発言を傾聴し、共感的な受容的対応を行い、援助者と相談者の信頼関係の確立を大切にする。
自己決定の重視	受容的対応の中で相談者自身が決定した対応を尊重し、支援する。
個別的対応	個々の相談者の抱える課題の総体を理解し、個別的、具体的な支援策を検討する。
守秘の厳守	相談内容については守秘を原則とする。
家庭支援の視点	子どもの相談の多くは、子どものみに問題があるのではなく、家族の問題の現れとして子どもの問題があったり、家族のあり方に大きな影響を受けていることを自覚させる。

③要保護児童の通告先

- ・市町村は、要保護児童の通告先としても追加されている。（児童福祉法第25条）
- ・月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・すこやか子育て課 子ども家庭係で対応

夜間・土日曜日（児童虐待緊急時） 南陽市役所（40）3211に電話
（市役所管理人から子ども家庭係長に連絡）

8 児童相談所の役割

- ・市町村の支援（高度な専門的な対応や判定が必要な場合）
- ・施設入所、里親委託、家庭裁判所への送致、児童福祉司による指導
- ・虐待等による立入調査、一時保護

県児童相談所 緊急時対応（本所 0 2 3 - 6 2 7 - 1 1 9 5）

【参考】虐待の通告

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）

第 2 5 条 要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第 2 5 条の 2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

6 要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（調整担当者）を置くものとする。

第 2 5 条の 3 協議会は、前条第 2 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 2 号）

第 6 条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。